

## 石川県情報公開審査会の答申概要（答申第155号）

### 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第205号）

平成24年6月の県議会定例会に提出予定の核燃料税条例に関する資料のうち、税率設定のために積算した財政需要の詳細が分かる資料

### 2 本件公開請求に対する処分の内容

#### (1) 特定公文書

- ア 法定外普通税を必要とする財政需要費目等（計画）
- イ 法定外普通税を必要とする財政需要費目等（前回との比較）
- ウ 財政需要運営的経費の主な事業項目
- エ 財政需要投資的経費の主な事業項目
- オ 計画額報告(様式2)（平成25年度～29年度）財政需要の細目(運営的経費)
- カ 計画額報告(様式2)（平成25年度～29年度）財政需要の細目(投資的経費)

#### (2) 決定の内容

公開決定

### 3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分は適切な時期に情報公開しておらず、個人と社会の利益を損ねているので、公開の日付の変更を求めるというものである。

### 4 担当課（所）

総務部税務課

### 5 異議申立て等の経緯

- (1) H24. 6. 8 公開請求
- (2) H24. 6. 22 公開決定
- (3) H24. 8. 17 異議申立て
- (4) H24. 9. 6 諮問
- (5) H26. 10. 7 答申

### 6 諮問に係る審査会の判断結果

本件異議申立ての対象となった公文書について、全部公開とした決定の時期については、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第1項 (全部公開)	条例第12条第1項で規定される「公開決定の期限等」は、公開請求のあった日から14日以内に決定をしなければならない、と原則的期限を定めるもので、期限を待たず公開決定等を行うことを除外するものではないが、本件処分は、公開決定の期限内に行われており、違法性は認められず、現に行われた公開決定の時期は妥当である。

### 7 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)  
答申第155号

# 答 申 書

平成26年10月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事(以下「実施機関」という。)が、異議申立人からの公文書公開請求に対して、次の6文書(以下、併せて「本件公文書」という。)を特定し、全部公開とした決定の時期については、妥当である。

- (1) 法定外普通税を必要とする財政需要費目等(計画)
- (2) 法定外普通税を必要とする財政需要費目等(前回との比較)
- (3) 財政需要運営的経費の主な事業項目
- (4) 財政需要投資的経費の主な事業項目
- (5) 計画額報告(様式2)(平成25年度～29年度)財政需要の細目(運営的経費)
- (6) 計画額報告(様式2)(平成25年度～29年度)財政需要の細目(投資的経費)

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年6月8日に、「2012年(平成24年)6月の県議会定例会に提出予定の核燃料税条例に関する資料のうち、税率設定のために積算した財政需要の詳細が分かる資料」について公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成24年6月22日に本件公開請求について、本件公文書を特定して公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成24年8月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年9月6日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件処分に係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分は適切な時期に情報公開しておらず、個人と社会の利益を損ねているので、公開の日付の変更を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立ての可否について

本件異議申立ては、情報公開の日付を争うものであるが、「いつ公開を決定したか」は行政処分の一つに該当すると解釈できるため、行政不服審査法に基づく不服申立ての対象になると考える。

また、同法第1条では、処分の違法性のみならず、不当性についても不服申立てのみちを開くことが明文化されており、第4条では、不服申立てできる対象は「一般概括主義」が取られ、そこに規定された例外を除き、あらゆる処分に対して不服申立てができる旨規定している。

条例では、公開した情報の内容（非公開か一部公開か）に対して異議申立てがなされる事態を想定し、本件異議申立てのように公開に至るまでの手続きに対する異議申立てを想定しないが、手続きに瑕疵がある場合でも、個人や社会が大きな不利益を受けかねない事態が考えられ、手続きに瑕疵がある場合でも異議申立てができるよう、その対応方法を考えるべきである。

## (2) 本件に係る手続きの瑕疵について

本件公開請求は、平成24年6月8日に行い、同月22日に公開されたが、特定新聞の同月14日付け朝刊によると、本件公開請求に係る「核燃料税に関連した財政需要の詳細が分かる資料」は、同月13日に公表されたと記載されている。

異議申立人においては、別途、本件公開請求担当課とは別の課に対する取材活動によって、本件公開請求に関する資料を公表日とされる13日に得たので、異議申立人は、同日、本件公開請求の担当課に対して、「請求している資料は公開できないか」と聞いたが、公開期限に至るまで公開されることはなかった。しかしながら、異議申立人が、この「資料は、開示請求した資料のすべてか」と確認したところ肯定する回答を得た。

条例第1条では、「県民の知る権利の尊重」、「情報公開の推進」を謳っており、これらの観点からすれば、公開決定期限を待たず、開示できる情報はできる限り速やかに開示することが求められるものである。

本件異議申立ては、公開請求した資料が6月13日に公表されたにもかかわらず、公開決定された日が同月22日であったことは不適切であるという点を争うものである。

情報公開制度によらず資料提供を依頼した場合と、条例に則って公開請求した場合では、公開請求による方が迅速な対応を取っていない歪な状況となっている。

条例の目的は、「公正で開かれた県政を一層推進する」とされているが、条例によらず資料提供を求めた場合が優遇されるようなら、情報公開制度を否定することになる。

このような状況を是正し、同様なケースを防ぐため、不適切な公開日の是正を求める。

なお、「石川県情報公開条例の運用解釈基準」では、「県の主要施策…は、公開請求を待つことなくできる限り迅速に県民に提供する」と記述しており、条例は決定期限内に公開決定すればよいと想定していないどころか、請求に迅速に対応することはもちろん、請求を受けなくても迅速に提供することを求めているので、本件に係る公開決定は、単に不当性があるだけでなく、条例の趣旨に反する違法性もあるといえる。

## (3) 手続きの瑕疵による個人（法人）の利益逸失について

異議申立人が所属するような報道機関においては、他社との差別化を図ることによって、消費者の心をつかみ、購買を促して利益を得ている側面がある。紙面に記載する情報の入手時期は、この差別化を図るうえで重要な点であり、他社より早く情報を得たことを示し、購入者の信頼を高めようとするところがある。

異議申立人は、公開された資料と同種の資料を得ているものの、非公式に提供依頼して得た資料と条例に基づく公式な手続きによって得た資料では、その信頼性が異なるもので、信頼性の高い情報がしかるべき時期に得られることが個人（法人）の利益につながることは明らかであり、今後も入手時期について報じることは十分あり得るので、公開日をさかのぼって訂正し、できるだけ早い時期に資料を得たことにより利益の回復を図るべきである。

(4) 手続きの瑕疵による社会の利益損失について

条例の手続きによって公開請求した者が、非公式に提供を求めた者よりも資料を得られる方が遅い事態、つまり、公開請求者をないがしろにし、迅速に対応しない事態は、知る権利を保障するはずの情報公開制度の根幹を揺るがし、社会全体の利益を損ないかねないものである。

(5) 理由説明書について

実施機関の理由説明書では、「異議申立人が平成24年6月22日に公開決定を受けている事実と誤りがなく、決定日を訂正すべきとする主張は、正当性が認められない」と記載されているが、異議申立人は、本来公開すべき日までさかのぼり日付を訂正すべき、と主張しているもので、単なる事実関係ではなく、公開日の妥当性を争うものである。

つまり、争点は、①いつの時点で公開請求に対応することが妥当だったか、②遅くとも6月13日の段階で公開できたのではないか、③条例は14日以内の決定を義務付けるが、14日以内に決定すれば何も問題がないか、の三点に凝縮される。

(6) その他

本件異議申立てについて、情報公開総合窓口の行政情報サービスセンター職員に相談したところ、「異議申立ては棄却される見通し」との見解を示したが、異議申立人は、このことによって、権利行使を妨げられたと感じた。この姿勢について、情報公開審査会の見解を求めたい。

また、行政情報サービスセンター職員は、この異議申立ての可否に関する相談の内容を、本件公開請求の担当課に伝えていたが、異議申立てに係る相談に関する情報は個人情報に当たり、異議申立人の心情を十分斟酌することが求められるものであるので、了解を取らないままでの伝達について、情報公開審査会の見解を示すことを求める。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書から総合すると、おおむね次のとおりである。

本件公開請求は、平成24年6月8日に受理した後、その内容について検討を行い、条例に定める公開決定の期限内である同月22日に公開決定することとなった。

なお、異議申立人が、平成24年6月22日に条例に基づく公開決定を受けている事実と誤りはなく、当該公開決定日を訂正すべきとする異議申立人の主張には、正当性が認められない。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の

公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

平成24年6月の県議会定例会に提出予定の核燃料税条例について、税率設定のために積算した財政需要の詳細が分かる資料である。

## 3 本件異議申立ての対象について

本件処分は、本件公文書を特定し、全部を公開したものであるが、異議申立人は、公文書の特定について申立てしていない。

異議申立人は、本件処分の時期について、条例に規定する公開期限である請求から14日後に公開されたが、それ以前に、別に「公開された資料と同種の資料」を得ており、これが本件公文書と同じものであることを確認しているため、遅くとも資料を得た日には公開が可能であったはずであるから、公開決定日を同日にさかのぼって是正すべきであると主張しているため、以下、公開決定日の「是正」の可否について検討する。

## 4 本件処分の時期について

条例第12条第1項で規定される「公開決定の期限等」は、公開請求のあった日から14日以内に決定をしなければならない、と原則的期限を定めるもので、期限を待たず公開決定等を行うことを除外するものではないが、本件処分は、公開決定の期限内に行われており、違法性は認められず、現に行われた公開決定の時期は妥当である。

## 5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件公開請求に関する情報公開窓口の対応等について意見を述べているが、当審査会は実施機関から諮問を受け、実施機関の行った決定について判断を示すものであり、また、その他種々主張しているが、当審査会はその可否を審議する立場になく、いずれも本件処分に対する判断を左右するものではない。

## 6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の横山委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 9 月 6 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 0 5 号)
平成 24 年 10 月 3 日	○実施機関 (総務部税務課) から理由説明書を受理した。
平成 24 年 10 月 30 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 25 年 10 月 17 日 (第 2 4 4 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 2 月 27 日 (第 2 4 8 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 8 月 21 日 (第 2 5 4 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 9 月 22 日 (第 2 5 5 回審査会)	○事案の審議を行った。





(別 紙)  
答申第156号

# 答 申 書

平成26年10月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在により非公開とした決定は妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成24年10月26日に、平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）第1次試験の合格者の平均点を記載した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成24年10月30日に、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

請求に係る公文書については、作成していない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成24年11月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年11月27日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消を求めるといものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

得点一覧が存在する以上、平均点を算出することは可能であり、これを行わないことは行政の不作为である。公文書が存在しなければ公開しないという姿勢は、行政の不作为を助長するおそれがある。

また、理由説明書において、「条例は、実施機関の職員が職務上作成し又は取得した情報…の開示を求める権利について定めているものである」としているが、この主張が認められるのであれば、たとえデータを持っていても、文書を作成していなければ情報公開をしなくてもよいことになる。公開できないのであれば、試験結果の情報提供として公表すべ

きである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求に係る職員採用候補者試験については、第1次試験と第2次試験により合否を決定しているが、このうち第1次試験では教養試験及び論文試験を行い、その得点の合計点を基に、その順位及び採用者数を勘案した上で、合格者を判定している。

このため、第1次試験の合格者を判定するためには、第1次試験の得点及び順位が分かればよいので、特段、試験合格者の平均点を記載した文書を作成する必要がなく、作成していない。

異議申立人は、「平均点を算出することは可能である」と主張しているが、情報公開条例は実施機関が保有している公文書の公開を求める権利について定めているもので、この主張は理由がない。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

##### 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

平成24年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の第1次試験の合格者の平均点を記載した文書である。

##### 3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

###### (1) 先例の答申について

異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）第1次試験の合格者の平均点を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に不存在決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成25年9月25日付け答申第130号（以下「先例答申」という。）において、次のとおり判断した。

実施機関は、第1次試験の合格者の判定について、教養試験と論文試験の得点の合計点の順位及び採用者数を勘案して行っており、特段、平均点を算出する必要がないので行っていないと述べているので、平均点に係る文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。

###### (2) 不存在決定の当否について

当審査会において、先例答申の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

本件公開請求に係る公文書について不存在決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

#### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

#### 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 11 月 27 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 1 0 号)
平成 24 年 12 月 11 日	○実施機関（人事委員会事務局総務課）から理由説明書を受理した。
平成 25 年 1 月 15 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 26 年 7 月 23 日 (第 253 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 9 月 22 日 (第 255 回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第157号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第211号）  
平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）教養試験の問題及び解答を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容  
非公開決定
- 3 担当課（所）  
人事委員会事務局総務課
- 4 異議申立て等の経緯
 

ア H24.10.26 公開請求	エ H24.11.27 諮問
イ H24.10.30 非公開決定	オ H26.10.7 答申
ウ H24.11.19 異議申立て	
- 4 諮問に係る審査会の判断結果  
非公開とした決定は、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	
全部非公開	条例第7条 第6号 第7号	非公開	<p>1 先例の答申について</p> <p>異議申立人は、平成21年12月14日に、平成7年度から平成21年度までの「石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）の教養試験の択一問題及び解答」の公開請求を行い、実施機関が、保有していた平成18年度から平成21年度までの分について非公開決定を行ったところ、この処分に対して異議申立てを行っている。</p> <p>これについて、実施機関から諮問を受けた当審査会では、答申第99号（以下「先例答申」という。）において、以下のとおり判断した。</p> <p>(1) 条例第7条第7号該当性について</p> <p>実施機関は、非公開決定を行った公文書は、財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から公開しないことを条件に提供を受けたもので、試験実施後においても公表しないものとされていると説明している。</p> <p>当審査会において、このことを確認するため、実施機関に対し、関連する書面等の提示を求めたところ、センターから実施機関に送付された「平成21年度の試験問題の提供について」と題された文書の写しが示された。これを見分したところ、「提供を受けた試験問題等は、試験の実施までその秘</p>

			<p>密保持に万全の注意を払うとともに、試験の実施後においても公表しないものとする。」と記載されていた。</p> <p>このようなことから、当該公文書は、公開しないことを前提に提供を受けた情報と考えられるので、条例第7条第7号本文に該当し、また、ただし書に該当する特段の事情はない。</p> <p>(2) 条例第7条第6号該当性について</p> <p>実施機関は、当該公文書を公にすると、センターとの信頼関係を損ね、試験問題等の提供を受けられなくなることが予測され、独自に作成しなければならなくなり、今後の職員採用候補者試験に関する事務に重大な支障を及ぼすおそれがあると主張している。</p> <p>また、実施機関は、職員採用候補者試験の試験問題等については、全国45道府県においてセンターから試験問題等の提供を受けているが、いずれにおいてもこれを公表しておらず、公表することにより、他の地方公共団体における職員採用候補者試験の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがあると述べている。</p> <p>このような職員採用候補者試験問題等の取扱いの現状から考えて、実施機関の主張は、特段不合理ではなく、当該公文書は条例第7条第6号に該当する。</p> <p>2 非公開決定の当否について</p> <p>当審査会において、先例答申の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <p>① 本件公開請求に係る公文書の性質は、年度が異なるだけで事実上同一である。</p> <p>② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。</p> <p>③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。</p>
--	--	--	---

(別 紙)  
答申第157

# 答 申 書

平成26年10月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

## 第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、非公開とした決定は妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成24年10月26日に、平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の第1次試験における教養試験の問題及び解答を記載した文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、本件公開請求に対応する試験問題及び解答（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成24年10月30日に、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない理由）

条例第7条第7号（非公開約束情報）に該当

法人が、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供した情報であって、法人における通例として公にしないこととされているもの。

条例第7条第6号（事務事業情報）に該当

試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成24年11月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年11月27日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- （1）国家公務員試験では、試験問題の持ち帰りが認められているので、実施機関も契約を変更して試験問題の持ち帰りを認めるべきである。



(2) 実施機関は、本件処分において「公にしないとの条件で任意に提供を受けた情報であって、法人における通例として公にしないこととされている」と非公開理由を述べているが、県の試験問題について、その一部が再現され、国家公務員試験と同様に問題集が市販されており、事実上公にされている。また、「通例」とはどのようなものが該当するのか説明すべきである。

県のホームページに、試験問題及び解答が例題として公開されており、その全部を公開することも可能であると考えられる。

したがって、条例第7条第7号に該当しない。

(3) また、理由説明書では、これを公にすると、提供を受けた団体に対する責務に反することになり、提供を受けられなくなるものと考えられ、今後の職員採用試験の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、県独自に問題を工夫して作成すれば、支障を及ぼすことにはならない。

よって、条例第7条第6号にも該当しない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件異議申立てに係る公文書は、石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の第1次試験における教養試験の問題及び解答である。

2 条例第7条第7号について

本件公文書は、公益財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から提供を受けたものであり、公にしないとの条件で提供を受けたものであるため、条例第7条第7号の非公開約束情報に該当する。

3 条例第7条第6号について

公にしないことを条件に提供を受けた情報を公開すると、提供を受けた団体の責務に違反することになり、信頼関係を損ね、提供を受けられなくなるものと考えられ、今後の職員採用試験の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6項の事務事業情報に該当する。

#### 第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の第1次試験における教養試験の択一問題及び解答を記載した文書である。

### 3 本件公開請求に係る非公開情報該当性について

#### (1) 先例の答申について

異議申立人は、平成21年12月14日に、平成7年度から平成21年度までの「石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の第1次試験における教養試験の択一問題及び解答」の公開請求を行い、実施機関が、当時保有していた平成18年度から平成21年度までの分について、平成21年12月22日に非公開決定を行ったところ、この処分に対して異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から諮問を受けた当審査会では、平成23年4月8日付け答申第99号（以下「先例答申」という。）において、以下のとおり判断した。

#### ア 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、非公開決定を行った公文書は、センターから公開しないことを条件に提供を受けたもので、試験実施後においても公表しないものとされていると説明している。

当審査会において、このことを確認するため、実施機関に対し、関連する書面等の提示を求めたところ、「平成21年度の試験問題の提供について」と題された文書の写しが示された。これを見分したところ、「Ⅱ提供を受けた団体の責務」の「2秘密保持」に、「提供を受けた試験問題等は、試験の実施までその秘密保持に万全の注意を払うとともに、試験の実施後においても公表しないものとする。」と記載されていた。

このようなことから、当該公文書は、公開しないことを前提に提供を受けた情報と考えられるので、条例第7条第7号本文に該当し、また、ただし書に該当する特段の事情はない。

#### イ 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、当該公文書を公にすると、センターとの信頼関係を損ね、試験問題等の提供を受けられなくなることが予測され、独自に作成しなければならなくなり、今後の職員採用候補者試験に関する事務に重大な支障を及ぼすおそれがあると主張している。

また、実施機関は、職員採用候補者試験の試験問題等については、全国45道府県においてセンターから試験問題等の提供を受けているが、いずれにおいてもこれを公表しておらず、公表することにより、他の地方公共団体における職員採用候補者試験の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがあると述べている。

このような職員採用候補者試験問題等の取扱いの現状から考えて、実施機関の主張は、特段不合理ではなく、当該公文書は条例第7条第6号に該当する。

#### (2) 非公開決定の当否について

当審査会において、先例答申の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 本件公開請求に係る公文書の性質は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

なお、当審査会において、センターから実施機関に送付された「平成24年度の試験問題の提供について」と題された文書の写しの提供を受け確認したところ、「Ⅱ提供を受けた

団体の責務」の「2 秘密の保持」に、先例答申時と同様に記載されていることを確認した。

本件公開請求に係る公文書について非公開決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、職員採用候補者試験に係る問題等を県独自に作成し公表すべきであると主張しているが、当審査会はその当否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

#### 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

#### 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 11 月 27 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 1 1 号)
平成 22 年 12 月 11 日	○実施機関(人事委員会事務局総務課)から理由説明書を受理した。
平成 25 年 1 月 15 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 26 年 7 月 23 日 (第 253 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 9 月 22 日 (第 255 回審査会)	○事案の審議を行った。